

## 要 望 書

### 「(1) 研修プログラムを弾力化するためのモデル事業の実施」について

- 1) 今般のカリキュラム弾力化は、本会議が従来より要望してきた方向性に合致することからこの方針を基本的には評価するものです。しかし、実施に際しては内容の実効性が担保され、その運用が極めて重要です。今後、本会議との十分な協議の上で実施されることを要望致します。
- 2) 来春からの本モデル事業の実施にあたっては、今週からマッチングが開始されること、マッチングは研修プログラムに対する応募であることから、本年度の研修マッチングにおいて大きな混乱が予想されます。従って、来春からの実施を前提とする場合、マッチング応募者、協議会、大学、厚生労働省との調整を経て、混乱を回避するための厳密なルールの確定について協議することが必須であると考えます。

### 「(2) マッチング制度対象外の取扱い」について

この件に関しては当然のことと考えられることからこの方向で実施して頂きたいと考えます。

### 「(3) 臨床研修病院の指定基準の改正」について

- 1) 臨床研修病院の指定基準が臨床研修制度発足に際し、大幅に緩和され、①病床数の規制が削除され、②診療科の規制も削除され（総合病院である必要がない）、③指導医数規制も削除され、④剖検数の基準も削除されました。これらは研修の質の担保大きく係る事項であり、本会はこの点に大きな危惧を表明してきました。
- 2) 臨床研修病院の指定基準の厳格化は必須であり、今回の審議会で「臨床研修制度の見直しの進め方について」の中に組み込まれた事を評価するものです。
- 3) 新指定基準をどの様なものにするかにより、将来の方向に大きな影響を及ぼすことが予想されます。従って、指定基準の確定に当たっては、本会を含め関係機関との十分な議論を要望するものです。